

## Equipment Calibration Intervals

(機器の校正周期)

---

どんな情報を求めていますか？

(最小要求事項) :

- 機器の校正周期。これらの周期を設定するための指針は **Appendix A** に記載されている。

---

いつこの情報を提供すべきですか？

- 訪問前に - 試験装置は、試験規格に定められた必要許容値、製造者の規定する許容値、又は装置所有者が定義する許容値を保持する周期で校正されなければならない。
- 訪問中は - 過去の校正記録のレビューによって、校正周期が適切かどうかを確認する詳細が提供される。詳細については **Appendix A** 参照のこと。

---

なぜこの要求事項が重要なのか？

- 機器の精度は、試験データに直接的な影響を持つため。規定された装置許容値への信頼性は、所定の校正周期中の装置の安定性に基づくものである。

---

ULは、ここに参照されるいかなるベンダーまたは製品も支持しない。

ULは、この情報に関していかなる漏れまたは間違いまたは不正確に対する責任を負わない。ULは商品性のいかなる保証も、特定目的のための適合性を含む、この情報の正確さ、条件、品質、定義または妥当性に関して、明確または暗黙にでも、いかなる種類の表明または保証もせず、明確に同等のことを放棄する。

UL LLC。著作権所有。許可なしで複製されてはならない。この文書はコントロールされており、電子的に公表されている。UL イン트라ネットのバージョンが最新の文書である。ハードコピーはコントロールされておらず、最新でないかもしれない。ハードコピーのユーザーは、電子コントロールされているバージョンと比較することで、改訂箇所を確認するものとする。

## Equipment Calibration Intervals

(機器の校正周期)

証明書、承認フォーム、その他文書

- 試験に関連する証明書及びその他の関連する文書は、下記の方法で処理されるものとする：

### WTDP の場合 -

- 校正周期の過去の記録は、適切な校正サイクルの証拠として顧客によって保持されるものとする。UL スタッフは、校正証明書及び現行のプロジェクトにおける試験で使用された機器の関連書類のコピーを要請するものとする。

### その他 DAP プログラム (CTDP, TCP, TPTDP, PPP など) の場合 -

- 顧客は試験で使用された機器の証明書及び関連資料のコピーにインデックスを付け保持するものとする。
- 文書の紙コピーを保存する代わりに、電子保存することができる。
- 記録保持期限は、前回消耗品を使用したデータパッケージの Authorized signatory がサインした日から 5 年間保管される。

ULは、ここに参照されるいかなるベンダーまたは製品も支持しない。

ULは、この情報に関していかなる漏れまたは間違いまたは不正確に対する責任を負わない。ULは商品性のいかなる保証も、特定目的のための適合性を含む、この情報の正確さ、条件、品質、定義または妥当性に関して、明確または暗黙にでも、いかなる種類の表明または保証もせず、明確に同等のことを放棄する。

UL LLC。著作権所有。許可なしで複製されてはならない。この文書はコントロールされており、電子的に公表されている。UL イン트라ネットのバージョンが最新の文書である。ハードコピーはコントロールされておらず、最新でないかもしれない。ハードコピーのユーザーは、電子コントロールされているバージョンと比較することで、改訂箇所を確認するものとする。

## Equipment Calibration Intervals

(機器の校正周期)

### APPENDIX A

- 1 校正が必要なすべての試験機器は、使用を開始する前に初期校正を受けなければならない。その後、最大公称校正周期は下記の通り記載されるものとする。  
APLAC、ILAC又はEUの加盟国によって認定された校正業者は、可能な限りいつでも校正を提供しなければならない。
- 1A 校正サイクルは下記の通りでなければならない：
- 1B 装置の製造者によって推奨される通り；
- 1C 電気、電子及び機械的検査機器の場合は1年間；又は
- 1D 劣化を受けない固体物質によって作られた機械的検査機器の場合は3年間。
- 2 校正周期は下記の条件に基づき延長することができ、その理由が文書化されなければならない：
- 2A 電流シャント、変流器、計器用変圧器等のパッシブな電気試験機器は初期校正期間に良い結果を示し、及び、厳しい使用条件にさらされなければ、3年に延長することができる。
- 2B 重りは、使用を考慮する試験所手順があり、重りの理学的検査及び/又は中間チェックのための規定がある場合は、5年に延長することができる。
- 2C 試験機器の傾向を統計的に確立するのに十分な校正データがある場合は、より長期間、より良い測定結果を保証する。
3. **以下のタイプ**の機器の校正は、Initial Calibration Only (ICO : 初期校正のみ) の校正サイクルに乗せることができる。
  - 鋼尺
  - 巻き尺

ULは、ここに参照されるいかなるベンダーまたは製品も支持しない。

ULは、この情報に関していかなる漏れまたは間違いまたは不正確に対する責任を負わない。ULは商品性のいかなる保証も、特定目的のための適合性を含む、この情報の正確さ、条件、品質、定義または妥当性に関して、明確または暗黙にでも、いかなる種類の表明または保証もせず、明確に同等のことを放棄する。

UL LLC。著作権所有。許可なしで複製されてはならない。この文書はコントロールされており、電子的に公表されている。UL イン트라ネットのバージョンが最新の文書である。ハードコピーはコントロールされておらず、最新でないかもしれない。ハードコピーのユーザーは、電子コントロールされているバージョンと比較することで、改訂箇所を確認するものとする。

## Equipment Calibration Intervals

(機器の校正周期)

- 土1%許容値まで校正された4.5 kg以上の重り
- 平滑末端を持つ直径3 mm以上の一体型鋼鉄プローブ
- メスシリンダー、温度計
- 衝撃用鋼球
- 可動部がなく変形をしないよう十分な構造的完全性を持つ鋼鉄又はプラスチック製プローブ
- 電子計時器でクォーツまたは類似の安定性がある周波数源によって制御されているもの。(例えば、オシレータデバイスに利用されるシリコンベース及びマイクロエレクトロメカニカルデバイスのような発振装置がある。)

ICOによって、機器は校正を受け、その後、機器が引き続き校正要求事項を満足しているかどうかを保証するために中間チェックを受けることになる。これらのチェックは所定の手順及び周期に基づいて実施されなければならない。機器の記録には、証明書などを含む、初期校正の詳細を含まなければならない。最新及び次の検査日が機器及び機器の記録に記載されなければならない。

4. 重りは、それぞれの使用前に、校正済みの尺度によって証明された場合は、校正される必要はない。検証は、機器一覧に計量装置を含めて、データシートに文書化されなければならない。
5. 精巧で、頻繁に又は厳しい条件（すなわち、衝撃及び振動、過度の熱又は湿度、又は輸送されたもの）で使用される試験機器は、短縮した校正周期を指定されなければならない。
6. 頻繁に使用されない試験機器（例、校正サイクル中に1、2度）は、定期的な校正の代わりに、「**Calibrate Before Use**（使用前に要校正）」の状態と指定することができる。

ULは、ここに参照されるいかなるベンダーまたは製品も支持しない。

ULは、この情報に関していかなる漏れまたは間違いまたは不正確に対する責任を負わない。ULは商品性のいかなる保証も、特定目的のための適合性を含む、この情報の正確さ、条件、品質、定義または妥当性に関して、明確または暗黙にでも、いかなる種類の表明または保証もせず、明確に同等のことを放棄する。

UL LLC。著作権所有。許可なしで複製されてはならない。この文書はコントロールされており、電子的に公表されている。ULイントラネットのバージョンが最新の文書である。ハードコピーはコントロールされておらず、最新でないかもしれない。ハードコピーのユーザーは、電子コントロールされているバージョンと比較することで、改訂箇所を確認するものとする。